

選択的夫婦別姓制度の議論の推進を求める意見書

女性の社会進出や男女平等の理念の浸透、性的マイノリティに対する社会の認知の進展に伴い、婚姻制度における制度と現実の齟齬が可視化されるようになって時間がたつ。その一つが夫婦同姓の規定に関するものであり、1996年に法務省法制審議会において選択的夫婦別姓の導入が提言されてから27年が過ぎた。

2017年度の政府世論調査では、選択的夫婦別姓制度への賛成割合は約42.5%であった。直近の2021年度の調査では質問の形式が変更され、“積極的に”選択的夫婦別姓を望むか否かを問う内容へと質問の文章が変更されたため、見かけ上賛成の割合が減っている。しかしながら選択的夫婦別姓とは制度名のとおり、夫婦が希望すれば互いに婚姻前の姓を名乗れる制度である。これを鑑みれば、選択的夫婦別姓を認めてもよいとする者の割合を算出した2017年までの集計方法の方が現実をより反映していると言え、直近の結果をもって賛成者が減ったとは言えない。また調査では若年層ほど制度の不利益を感じている割合が多く、婚姻制度の見直しを望み、また受け入れる世論は確実に形成されていると言える。

そもそも前提として、国民の権利は多数決で決まるものではない。時代の変化による制度と現実の不一致により、権利が保障されない者がいればそれに対応するのは政治の基本的な役割である。そして事実、研究者やライター、起業家など、自身の名前が仕事上の実績と結びついているために婚姻で名字が変わることで苦労や不利益を被ったり、それを避けるために結婚に踏み切れなかったりする人がいる。現行の婚姻制度はすべての国民が持つ権利を保障しきれていない、あるいは婚姻に伴う避けられる不利益を強いるものとなっているのが現実である。

司法の場においては2015年に現行の夫婦同姓制度の違憲性を訴えた国内初の裁判があった。最高裁判決は夫婦同姓制度が違憲でないとしつつも、夫婦別姓制度の是非については言及せず、かかる制度は国会で論ぜられ判断されるべき事柄であると判決文で述べた。にもかかわらず、国会での議論は一向に進まない状況である。

上記の状況を踏まえ、国会に対し選択的夫婦別姓の議論の推進を速やかに開始するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月25日

栃木県下野市議会

宛て先：内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長